

都道府県・指定都市文化行政主管部課長会議

平成30年1月31日

文化庁文化財部参事官（建造物担当）

文化財修理の抜本的強化

国宝・重要文化財（建造物）の価値を損なうことなく次世代へ継承するため、保存修理を実施する。

- 木造文化財建造物の定期的な保存修理は、健全性を回復するだけでなく、構造補強など抜本的な強化も行い、大工等様々な分野の技能者の確保と育成、修理技術の伝承、修理に必要な資材の安定的な確保にも資するものである。
- 明治以降に建造された近現代建造物（土木・建築）は、従来の木造のほか、煉瓦や鉄骨、鉄筋コンクリート造の建築物及び土木構造物が含まれる。平成5年度から重要文化財への指定を開始し、指定件数は337件に達し、本格的な修理の時期に達している。

修理機会を捉えた情報発信

修理の時期を活用し、修理現場の公開、修理に関する解説版等の設置に対して支援する。修理機会を捉えた情報発信を行うことで、修理期間という貴重な機会に、新たな体験の場を用意し、観光振興に寄与する。



●案内板(仮設)による解説

●パンフレット等による解説

文化財の公開活用

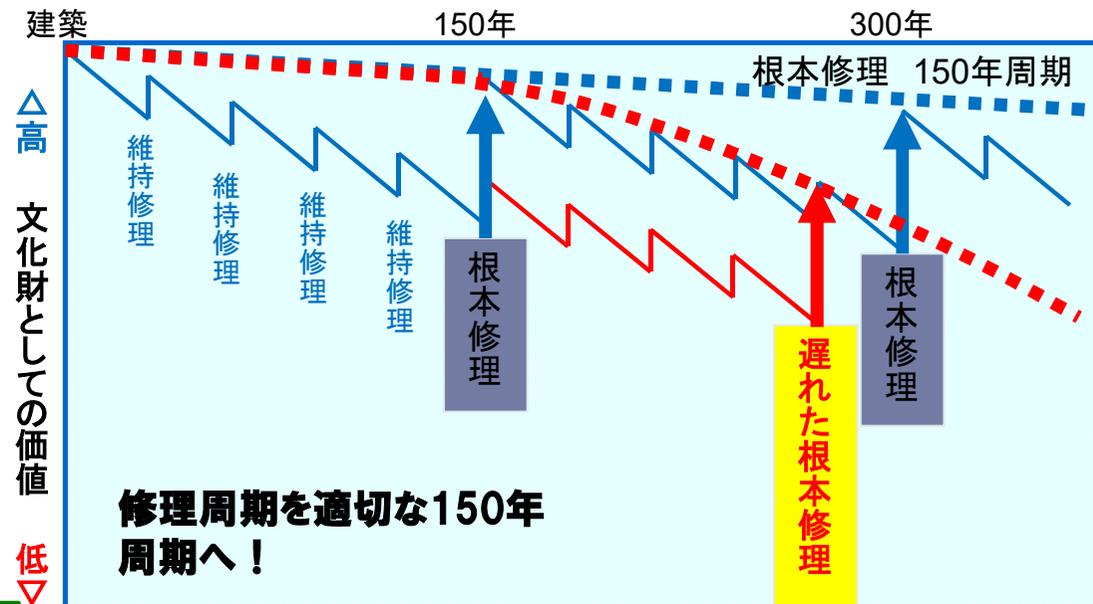
文化財を分かりやすく解説する説明板や情報機器の設置、展示、便益、管理のための施設・設備の整備等、各々の創意工夫に基づく特色ある活用の取組を支援し、観光振興に寄与する。



重要文化財(建造物)
旧出津救助院(長崎)
案内板の設置による解説

スロープ

根本修理の周期差による文化財的価値の変化比較図



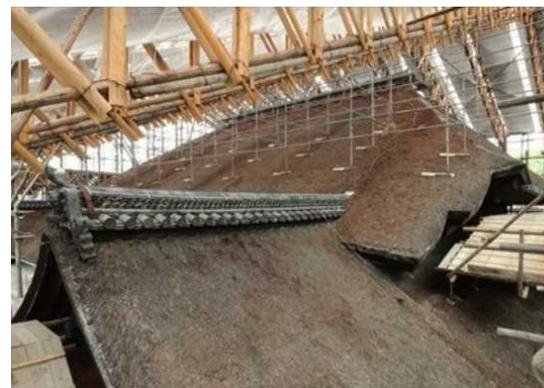
※伊原恵司氏(文建協調査室長)の研究論文(1990.8)による

〈適切な周期〉

根本修理(解体、半解体修理) : 平均150年周期

維持修理(屋根葺替・塗装修理) : 平均30年周期

適切な周期により、文化財を確実に次世代へ継承する。



国宝清水寺本堂屋根仮設の様子(京都府)



重要文化財世界平和記念聖堂(広島県)

伝統的建造物群保存地区を社会基盤として捉えながら、保存に関する計画策定から修理・修景、耐震対策、防災対策、公開活用整備までを体系的に位置付け、必要とされる保護の措置を一体的に実施することにより、文化に富み、災害に強く、魅力的なまちづくりを実現する。

調査
計画策定

修理・修景

耐震対策

防災対策

買上

公開活用整備



伝統的建造物の修理
と耐震



美しい町並みの回復



災害に強いまちづくり



にぎわいの創出

伝建地区を社会基盤として体系的に捉え、
地区全体の魅力と安全性を向上

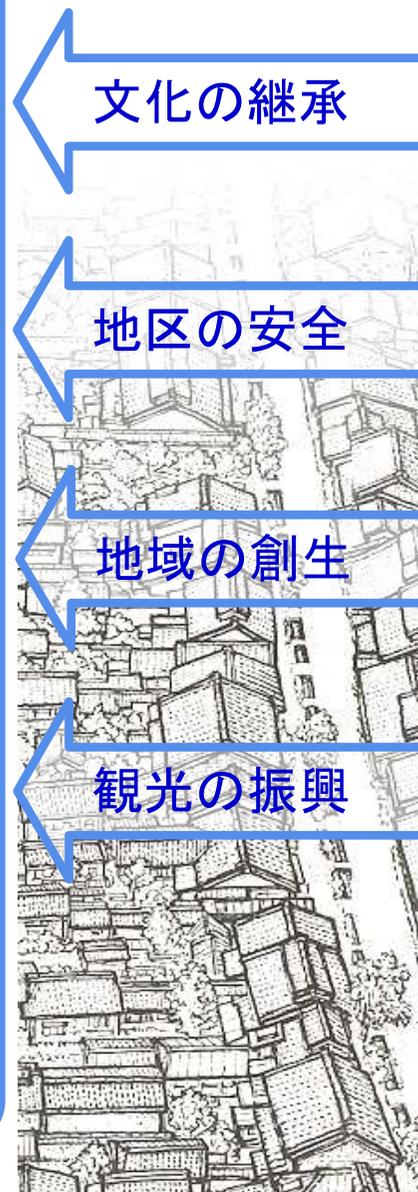
文化の継承

地区の安全

地域の創生

観光の振興

伝統的建造物群保存地区



事業の概要

<事業内容>

「観光ビジョン」に掲げられた「文化財の観光資源としての開花」を実現するため、文化財建造物の外観・内装を美しく保ち、観光資源としての価値を向上させる取組（美装化）を支援する。

<事業の対象>

重要文化財（建造物）、登録有形文化財（建造物）

取組事例

<例> 彩色の剥離・剥落した部分の補筆や、漆塗部分の漆がけ

<例> 土壁の中塗りの修繕や漆喰上塗りの塗り直し



本格的な保存修理だけでなく、公開範囲の美観を保つ「美装化」の取組を推進することで、より多くの文化財建造物を観光資源として活用することが可能に！



文化財建造物を活用した観光振興・地域経済活性化の推進

文化財補助金（建造物関係）の取扱いに関する注意事項

◇ 重要文化財建造物保存修理に係る補助事業遂行について

- 補助事業遂行に当たっては、補助金の適正かつ効率的な使用が求められているところであり、また、補助金という性質上その使用手続の透明性を確保することが重要。
- このため、補助事業遂行のために契約を締結等する場合においては、補助事業者が地方公共団体以外の場合にあっては、当該補助事業者が所在する都道府県又は市町村の法令の定めに基づいて実施することを義務化。
- 特に、重要文化財建造物保存修理において、上記趣旨の徹底を図るため、平成29年12月25日付け通知を発出。

◇ 文化財補助事業における消費税及び地方消費税に係る仕入控除の取扱いについて

- 消費税法上の課税事業者（民間企業等）は、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の申告を行う際に仕入に係る消費税等の還付を受けることができる。補助事業において支払った補助金分の消費税は自ら負担したわけではないのに、補助事業以外における支払い消費税と併せて控除を受けることとなるため、消費税等相当額を交付先に返還する必要がある。
- 返還方法としては、
 - ① 消費税等相当額を減額して補助金申請を行う。
→ あらかじめ減額した額で交付決定を行う。
 - ② 実績報告書提出時に消費税等相当額を減じて報告を行う。
→ 減じた額で額の確定を行い補助事業者に支出する。
 - ③ 額の確定後、確定申告で消費税相当額が分かった段階で仕入控除税額確定報告書を提出する。
→ 額の再確定を行い、国庫戻入を行う。

平成26、27年度において建造物保存修理及び防災施設事業を実施したA社は補助金354百万円の交付を受けた。しかし、当該事業が完了したことに伴い、平成29年に税務署へ確定申告を行い消費税等仕入控除税額が確定し、これに補助金における消費税等も含んでいたが、消費税等の返納手続を行わなかったため、会計検査院の指摘を受け、その後額の再確定を行い26百万円を返納することになった。

29財参事第60号
平成29年12月25日

都道府県教育委員会文化財行政主管課長 殿

文化庁文化財部参事官
豊城 浩行

重要文化財建造物保存修理に係る補助事業の契約等の事務手続
状況調査の結果及び重要文化財建造物保存修理に係る補助事業
遂行についての取組の徹底について（通知）

補助事業における契約等の事務手続について、「重要文化財建造物保存修理に係る補助事業遂行について（通知）」（平成29年6月26日付け29財参事第17号）等を踏まえ、各都道府県教育委員会ではその一層の適正性、効率性及び透明性の確保に向けて取り組んでいただいているところです。

この度、「重要文化財建造物保存修理に係る補助事業の契約等の事務手続の状況に関する調査について（照会）」（平成29年7月25日付け事務連絡）の調査結果を別添のとおり取りまとめましたので、お知らせします。

文化庁では、この調査結果により明らかになった課題の改善に努めるとともに、補助事業における契約等の事務手続状況について定期的にフォローアップしていきます。

各都道府県教育委員会においては、この度の調査結果及び下記の点に留意しながら、引き続き、補助事業遂行についての取組の徹底に努めていただくとともに、地方公共団体以外の重要文化財建造物の所有者等が行う補助事業における契約等の事務手続の適正性、効率性及び透明性の確保に向けて積極的な支援をお願いします。

また、各都道府県教育委員会においては、貴域内の市区町村教育委員会、重要文化財建造物の所有者等に対して、本通知の内容について御周知くださるとともに、十分な御指導、御助言に努めていただくようお願いいたします。

記

- 入札方式については、原則一般競争によること
- 指名競争を行う場合であっても、一担当者の恣意的判断が介入しないよう、理事会や修理委員会等において決定を行うこと
- 地方公共団体の入札参加資格を得ている登録業者の使用や経営事項審査の評点を参考にするなど、予定価格に応じた業者を入札条件とすること

- 保存修理工事の質の担保や伝統技術の継承を図る観点から、同種工事の経験者の配置及び国の選定保存技術保持者・保存団体に属する者、又は同等の技術を有する者の使用について、入札の条件や仕様書等で明記すること
- 重要文化財建造物が所在する都道府県又は市町村において、最低制限価格制度や低入札価格調査制度が定められている場合にあっては、これら制度を採用して競争契約を行うこと

【別添資料】

重要文化財建造物保存修理に係る補助事業の契約等の事務手続状況調査（調査結果）

【参考資料】

「重要文化財建造物保存修理に係る補助事業遂行について（通知）」（平成29年6月26日付け29財参事第17号）

【本件担当】 文化庁文化財部参事官（建造物担当）付
参事官補佐 中島（内線2791）
修理企画部門 田中，清永，村上（内線2795）
電話：03-5253-4111（代表）

事 務 連 絡
平成 27 年 2 月 23 日

各都道府県教育委員会
文化財補助金総括担当者 様

文化庁文化財部伝統文化課

国宝重要文化財等保存整備費補助金における消費税及び地方消費税
に係る仕入控除の取扱いについて

国宝重要文化財等保存整備費補助金において消費税法上の課税事業者が実施する補助事業については、文化財保存事業費関係補助金交付要綱（平成 27 年 2 月 23 日改正）及び以下の事項により取扱願います。

1. 消費税法上の課税事業者が交付申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税を当該補助事業者の仕入控除として処理する場合は、消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して申請すること。ただし、補助金の交付の申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。
2. 消費税法上の課税事業者が実績報告書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して実績報告書を都道府県教育委員会に提出すること。
3. 補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものであって、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税法上の課税事業者は速やかに消費税等仕入控除税額確定報告書を都道府県教育委員会に提出するとともに、都道府県教育委員会は補助事業の額の再確定を行うこと。
4. 本件取扱については、平成 27 年 2 月 23 日以後に額の確定を行う補助事業より適用するものとする。

【本件担当】

文化庁文化財部伝統文化課

藤本、平桑

電 話：03-5253-4111（内線 2871）

メー ル：bnjo@bunka.go.jp